

放射性物質の海洋放出（平成 23 年 4 月 6 日）

要 望 先
原子力安全・保安院長 寺坂信昭

※ 要望先については、敬称略としております。

本市は、去る3月11日の東日本大震災により、市内各所で大地震・大津波による甚大な被害を受けるとともに、翌日からの福島第一原子力発電所に係わる度重なる事故により、復興に向けた作業に大きな支障を来たしております。

また、4月4日に、高レベルの放射性廃液の保管場所の確保等のため、国及び事業者の責任において、集中廃棄物処理施設等に保管されている低レベル放射性廃液及び5・6号機のサブドレンピットに保管されている低レベル放射性物質を含む地下水の海洋放出が開始されたことにより、本市の水産業関係者はもとより、すべての市民が、さらに大きな衝撃を受けております。

つきましては、こうした状況を御賢察の上、次の事項について速やかに対応されますよう要望します。

- 1 国において、低レベル放射性廃液の海洋放出に至った経緯及び放出に伴う人体や海洋生物への影響の有無などについて、市民及び漁業関係者に対し、説明責任を果たす機会を、早急に設けること。
- 2 国において、海洋モニタリングを強化し、その結果について、人体や海洋生物への影響の有無を継続的に評価、公表するなど、漁業者の操業再開に向けて、迅速かつ適切な対応を行うこと。